

## 4 従事者の状況

### (1) 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数

1 事業所当たり常勤換算従事者数をみると、訪問介護が7.9人、通所介護が11.3人となっている。

また、介護保険施設の1施設当たり常勤換算従事者数をみると、介護老人福祉施設が44.8人、介護老人保健施設が52.1人、介護療養型医療施設が35.7人となっている。(表13)

表13 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(詳細票)

(単位:人)

平成29年10月1日現在

	訪問系			通所系			その他			介護保険施設			
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護ステーション	通所介護	地域密着型通所介護	通所リハビリテーション		短期入所生活介護 <sup>1)</sup>	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設 <sup>2)</sup>
						介護老人保健施設	医療施設						
総数	7.9	5.9	7.1	11.3	5.8	12.7	9.6	19.1	25.7	13.4	44.8	52.1	35.7
医師	…	…	…	0.0	0.0	0.6	0.7	0.2	…	…	0.2	1.1	2.7
看護師 <sup>3)</sup>	…	1.0	4.5	0.7	0.3	0.6	0.7	1.0	1.9	*	0.2	2.3	6.9
准看護師	…	0.9	0.5	0.6	0.2	0.5	0.4	0.8	1.1	*	0.2	1.7	4.6
機能訓練指導員	…	…	…	1.0	0.6	…	…	0.5	0.6	…	0.8	…	…
看護師(再掲)	…	…	…	0.3	0.2	…	…	0.1	0.2	…	0.2	…	…
准看護師(再掲)	…	…	…	0.3	0.2	…	…	0.1	0.1	…	0.2	…	…
理学療法士	…	…	1.0	※ 0.2	※ 0.1	1.4	1.7	※ 0.1	※ 0.1	…	※ 0.1	1.9	1.8
作業療法士	…	…	0.5	※ 0.1	※ 0.0	0.9	0.6	※ 0.0	※ 0.1	…	※ 0.1	1.3	0.9
言語聴覚士	…	…	0.1	※ 0.0	※ 0.0	0.2	0.1	※ 0.0	※ 0.0	…	※ 0.0	0.3	0.4
柔道整復師	…	…	…	※ 0.1	※ 0.1	…	…	※ 0.0	※ 0.1	…	※ 0.1	…	…
あん摩マッサージ指圧師	…	…	…	※ 0.1	※ 0.0	…	…	※ 0.0	※ 0.0	…	※ 0.1	…	…
介護支援専門員	…	…	…	…	…	…	…	0.4	…	** 0.6	1.2	1.5	1.1
計画作成担当者	…	…	…	…	…	…	…	…	0.9	0.9	…	…	…
生活相談員・支援相談員	…	…	…	1.4	1.2	…	…	0.9	1.1	…	1.3	1.6	…
社会福祉士(再掲)	…	…	…	0.2	0.1	…	…	0.2	0.1	…	0.4	0.7	…
介護職員(訪問介護員)	7.3	3.6	…	6.2	2.7	8.1	5.3	12.5	17.1	11.6	29.8	27.4	13.6
介護福祉士(再掲)	3.7	1.5	…	2.6	0.8	5.2	3.0	7.1	7.5	4.7	18.0	18.3	6.6
実務者研修修了者(再掲)	0.4	0.2	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
旧介護職員基礎研修課程修了者(再掲)	0.1	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
旧ホームヘルパー1級研修課程修了者(再掲)	0.2	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
初任者研修修了者(再掲)	2.8	0.9	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
障害者生活支援員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.0	…	…
管理栄養士	…	…	…	0.0	0.0	0.3	0.1	0.4	…	…	0.9	1.0	0.9
栄養士	…	…	…	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	…	…	0.2	0.2	0.2
歯科衛生士	…	…	…	0.0	0.0	0.0	0.0	…	…	…	0.0	0.1	0.1
調理員	…	…	…	0.4	0.2	…	…	0.9	…	…	2.0	1.6	…
その他の職員	0.5	0.4	0.5	0.9	0.5	…	…	1.5	3.0	0.8	3.6	3.9	…

注: 常勤換算従事者数は調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

介護予防を一体的に行っている事業所の従事者を含む。

介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

職種については抜粋であり、詳細な職種については15~17頁の統計表を参照。

「※」は機能訓練指導員の再掲である。

「＊」は介護職員の再掲である。

「\*\*」は計画作成担当者の再掲である。

1) 「短期入所生活介護」は、空床利用型のみの従事者を含まない。

2) 「介護療養型医療施設」は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

3) 「看護師」は、保健師及び助産師を含む。

## (2) 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数

1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数をみると、訪問介護が7.3人、通所リハビリテーションが7.7人となっている。

平成29年9月中の常勤換算看護・介護職員1人当たり延利用者数をみると、訪問介護が96.3人、通所リハビリテーションが75.4人となっている。(表14)

表14 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数(詳細票)

(単位:人)

	各年10月1日現在			
	1事業所当たり 常勤換算 看護・介護職員数 <sup>1)</sup>		常勤換算看護・介護職員 1人当たり 9月中の延利用者数 <sup>2)</sup>	
	平成29年 (2017)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成28年 (2016)
(訪問系)				
訪問介護	7.3	7.3	96.3	95.7
訪問入浴介護	5.5	5.3	31.0	30.9
訪問看護ステーション	5.1	4.8	93.6	93.4
(通所系)				
通所介護	7.4	7.5	71.8	75.0
地域密着型通所介護	3.2	3.1	53.6	54.4
通所リハビリテーション	7.7	7.8	75.4	74.2
介護老人保健施設	9.2	9.2	74.2	73.8
医療施設	6.4	6.5	77.0	74.9
(その他)				
短期入所生活介護 <sup>3)</sup>	14.3	14.2	24.4	24.9
特定施設入居者生活介護 <sup>4)</sup>	20.0	19.9	...	...
認知症対応型共同生活介護 <sup>4)</sup>	11.6	11.5	...	...

注:介護予防を一体的に行っている事業所の従事者を含む。

介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

看護・介護職員とは、保健師、助産師、看護師、准看護師及び介護職員(訪問介護員のことである。

1)「1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数」は、従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

2)「常勤換算看護・介護職員1人当たり9月中の延利用者数」は、従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

3)「短期入所生活介護」は、空床利用型のみの従事者を含まない。

4)「特定施設入居者生活介護」及び「認知症対応型共同生活介護」については、9月中の延利用者数を調査していないため、

「常勤換算看護・介護職員1人当たり9月中の延利用者数」は算出できない。

## (3) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数

介護老人福祉施設、介護老人保健施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数をみると、介護老人福祉施設が2.0人、介護老人保健施設が2.1人となっている(表15)。

表15 常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数(詳細票)

(単位:人)

	各年10月1日現在			
	介護老人福祉施設		介護老人保健施設	
平成29年 (2017)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成28年 (2016)	
看護・介護職員	2.0	2.0	2.1	2.1
看護職員 <sup>1)</sup>	16.6	16.8	7.8	7.9
介護職員	2.2	2.2	2.8	2.8

注:1)「看護職員」とは、看護師(保健師を含む)、准看護師のことである。